

2017年 8 月 30 日

No.291

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

6月6日、又市征治議員は昨日の決算委のしめくり総括質疑につづき、総務委において一般質疑を行いました。

総務省は、財務省、経済財政諮問会議の地方財政削減論に対する大臣の見解は

最初に又市議員は、経済財政諮問会議の民間議員や財政制度等審議会から、地方の基金は「新たな埋蔵金」であるかのような指摘がされ、あたかも地方財政は一般的に豊かであるとの認識が示されていることを紹介したうえで、又市議員は、自治体の歳出抑制努力の結果として財政赤字や債務残高の数値が国と比べると良くなっているにすぎないと反論しました。また又市議員は、基金は、年度間の財政調整や特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営のために存在しており、基金が豊かだから地方財源を圧縮するという見解は誤りであると批判しました。さらに又市議員は地方の巨額の財源不足の穴埋めのために臨財債が発行されてきたが、自治体としてはその償還財源を確保する必要があり、基金を積み増してきたのであり、その意味で財源不足への対応を怠ってきた国にも責任があると指摘しました。これらの問題について、大臣の見解を質しました。

高市大臣は、国と地方の権限は異なっており、債務残高で財政状況を比較するのは不适当であること、また地方は投資的経費の歳出抑制に取り組んできており、地方財政に余裕があるとの指摘はあたらないと答弁しました。さらに基金は、人口減少による税収見込みや、社会保障の確保、公共施設の老朽化対策、予期しない災害の発生への備えなど、それぞれの判断に基づいて基金の積立てが行われており、その結果、地方全体として基金が増加しているのであって、地方財政に余裕があるとして地方財源を削減するのは妥当ではないと述べました。最後に地方の財源不足については、今年度は7兆円もの財源不足が生じており、特例債に頼らない財務体質が重要であるとし、国の責任については触れませんでした。

又市議員は、地方財政を締め上げて中央に財源を吐き出させようとする動きが存在することを指摘し、総務省に地方の立場に立って毅然として対応すること、来年度予算編成に向けて地方財源の確保に全力をあげるように求めました。

個人情報保護の保護措置について

又市議員は次に、5月30日に改正個人情報保護法が施行されたことを念頭に、個人情報保護について質疑を行いました。第一に、マイナンバー制度の導入で個人情報の漏えいが危惧されているがそれにたいする対応、第二に、災害時、自治体が個人情報保護を理由に被災者や避難した市民の氏名を公表しない場合があることを指摘し、災害時の氏名の公表に関する統一的基準作成の必要性について、第三に改正個人情報保護法の施行に当たり新聞協会は、表現の自由、取材、報道の自由を守り国民の権利に応える立場から、行政機関、警察当局に社会に伝える情報の開示を強く求め、民放連も、行政機関等による恣意的な情報の不開示が起きていると指摘していることに、大臣がどのように応えるのか見解を求めました。

あかま副大臣は、個人情報行政組織ごとに暗号化され、管理されており、芋づる式に抜き出すことはできないことや、制度的には安全管理措置の義務付け、個人情報保護委員会による指導等を通して法律上も担保されていると従前の答弁を繰り返すだけでした。松本副大臣は、災害時の氏名の公表に関する統一的基準について、人命救助が最優先であるから必要に応じて公表すべきだと述べながらも、被災者にはそれぞれの事情があるので自治体が判断すべきものであるとし、助言は行っていくが統一的基準については否定的な答弁を行いました。高市大臣は、行政機関個人情報保護法は、個人の権利利益の保護の観点から、保有個人情報の目的外での利用や第三者提供を原則として禁止しているが、特に高い公益上の必要性がある場合などには第三者への個人情報提供も可能としており、この法の趣旨を踏まえて、各行政機関におかれて適切に対応されるべきだと答弁に留まりました。

又市議員は最後に、森友、加計学園問題にみられる省庁の情報開示に対する消極的姿勢を指摘し、政権に都合の良い、情報統制・操作は止めるべきだと要求しました。